

附合による休止所有権について : ローマ法およびドイツ法におけるその規律

ヴィーリング, ハンス
トリア大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1844>

出版情報 : 法政研究. 52 (2), pp.29-44, 1986-01-20. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

附合による休止所有権について

——ローマ法およびドイツ法におけるその規律——

ハンス・ヴェーリング

西村 重雄 訳

一 はじめに

相異なる所有者に属する数個の物が結合された場合、その結合後の物権法的権利関係および権利喪失に伴う補償という二つの問題が生ずる。ここでは、第二の問題について立ち入って論ずるものとするが、当然のことながら第一の問題と深く係わっており、それについても第二の問題の解答に必要な範囲で考察する。

他の物にその本質的構成部分として附合された物について、独立の権利が成立しえないことは一般に認められているところである。ドイツ民法〔以下単に民法と訳出する〕九三条もまたこのことを十分に明らかな形で規定しており、また、そもそも、ある物の分離しえない部分に独立の権利がどのように成立しうるのだろうか、という疑問が当然に出てくるので、このことは一種の自然的必然性があることのように思われる。しかし、実際には、その法的状況は決

してそう明確なものではなく、民法においても必ずしも明らかなものでない。数個の物が結合された場合にその法的規律として極めてさまざまな一連の可能性が考えられるが、その両端に位置するのが二つの簡明な解決策であり、これらはそれぞれ、純物権法的規律および純債権法的規律と名づけることが出来る。すなわち、その一つは、法が結合という事実を無視し、従前の物権法的関係が何らの変更を蒙ることなく存続し続ける、というものである。つまり、この場合は、結合された物に対する所有権は消滅せず、また、休止状態にも入らない。結合に伴う調整は、純物権法的に行なわれる。換言すれば、所有者それぞれが所有権訴訟により、物の部分について有するその権利を主張し、分離という結果を惹起する。民法は純物権法的調整の行われるこのような形の物結合を、たとえば、乗用車のタイヤ、エンジンなどの非本質的部分について認めている。ローマ法もまた、たとえば、建築計画に属さない彫像が装飾として建物に取り付けられた場合にかかる規律を行っている。

これとは正反対の規律は、結合された物の所有権が主たる物の所有権に吸収され、価額賠償という純債権法的調整が行われる場合である。ここに述べた二通りの規律の仕方は簡明な解決策ではあるが、その故におそらくは最良のものではないであろう。この二つの解決策の間に極めてさまざまな形の中間的なものが存在することが考えられる。以下、まずローマ法の規律について述べ、ついで民法制定者がそれについて規定したことを考察することとする。

二 ローマ法

一 (一) ローマ法は、上に述べた純物権法的規律の行われる物結合と並んで、債権法的規律の行われる物結合もまた認めていた。すなわち、植栽 *implantatio* 播種 *satio* 建築附合 *inaedificatio* に関する場合である。植物に対する

所有権は、その植物が根を生やすと同時に確定的に土地所有者のものとなる。その植物がその後土地から分離された場合にもその所有権は従前の権利者に復帰するのではなく、構成部分が分離された場合通常そうであるのと同じく、土地所有者のもとに留まる。同様に、種子に対する所有権も播種により土地所有者に移動し、さらに、建物もその建築と共に、「地上物は土地に従う superficies solo cedit」原則に従って土地所有者に移転する。もっともその際、このことは建物が土地の構成要素となっているかぎりで全体としての建物についてのみ妥当することに留意しなければならぬ。さまざまな物の複合としての建物そのものは、これとは異なる規律に服し、建物の構成要素は必ずしも常に土地の、従って建物の所有者に属するものでないからである。

動産の附合については、ごく限られた範囲の僅かの事例がこの債権法的規律に服する。まず、彫像への腕あるいは足の鍛接 *Anschweissen* がこれに属する。

学、六、一、二三、五〔学説彙纂六卷一章三法文五項。以下これに準ずる〕(パウルス) カッシュウス曰く、腕が自己所有の彫像に鍛接 *ferruminatio* されたならば、それはより大きな部分に吸収される。腕が一度他人のものとなったならば、後に再び切り離されても以前の所有者に復帰しえない。接合 *adplumbare* されたものについてはこれと同じでない。なぜなら、鍛接は同一材質の結合を生じさせるが、接合はそうではないからである。

従って、その要件の一つは鍛接である。これに対して接合 *Anlöten* はこれと異なる法的効果、つまり休止所有権を生じさせる。第二の要件は、一方が主たる物であり、附合部分はその補完とみられるべきことである。所有権喪失はここでも確定的である。

布地の染色、紙・羊皮紙に記入すること、板木に絵を描くことも、ローマ人は附合の事例として考えている。これらの事例すべてにおいて、ローマ人の見解によれば、素材、つまり、布地、紙あるいは板木が極めて重視され、その

所有者が物全体についての所有権をも取得する。

(二) この種の附合においては附合された部分の所有者はその権利を確定的に喪失するので債権法的補償がなされなければならない。権利喪失者は、主たる物を自ら占有する場合、たとえば、無権限の土地占有者が自己の樹木を土地に植栽した場合、土地所有者の提起する物取戻の訴えに対し支出費用を理由として留置権を主張することができた。留置権の主張は悪意の抗弁 *exceptio doli* の助けを借りてなされる。所有者が支出費用の補償をなそうとせずに、その物をそれに対し出費されたものと併せて返還請求する場合には悪意 *dolus* があると見られるからである。しかし、占有者は附合の際に他人の物を善意で占有していた場合にのみ悪意の抗弁を主張しえた。

ガイウス、法学提要二、七六 われわれが収穫物あるいは建物を請求し、しかし建物、植物、種子に対する支出費用を支払おうとしないならば、占有者は、善意占有者であれば、われわれの請求を悪意の抗弁で拒否しうる。

賠償されるべきものは素材物の価額と労働支出である。これに対して、占有者が悪意の場合は自己の権利をその補償を得ることなく喪失する。同様のことは、占有者が軽卒にも自己の留置権を主張することなく所有者にその物を任意に引き渡した場合にも生ずる。自ら占有する機会を利用しないことはその者自身の責任である。

これに対し、附合により権利を喪失する者が主たる物を当初より占有していない場合——たとえば、土地所有者で自ら占有する者がその土地に他人の樹木を植栽した場合——には請求権が与えられねばならなかったが、特別の法手段がなく、これに適切な訴権が存在しなかった。それ故、後一世紀以来物取戻準訴権 *rei vindicatio utilis* が付与されることとなった。

学、六、一、五、三 (ウルピアヌス) 他人の土地に植栽され、根づいた樹木について、ウァールスとネルウァは対物準訴権を付与した。

ここでは原告ではなく被告が物の所有者であるから、この訴権は準訴権たらざるをえない。この事例では、附合が従って所有権の移動もまた行われなかったかのように擬制される。この訴権は、物の引渡ではなく、支出費用の補償を第一次的な目標としている。この訴権は、それが行使される形式にもかわらず、物権法的なものではなく純債権法的なものである。従ってこの訴権は、物の現在の所有者あるいは占有者などを相手方とするのではなく、附合した物の所有権を附合の結果取得した者のみを相手方とする。

二 (一) ローマにおいては、物結合について純物権法的調整あるいは純債権法的調整を伴うものと並び、中間的形式である休止所有権 *dominium dormiens* という形になる場合を認めていた。これは建物に他人の材料が附合された場合にいつでもそうである。

学、四一、一、七、一〇 (ガイウス) 自己の土地に他人の材料で家を建てた場合は、建てられたものはすべて土地所有権に属するので、自らが建物の所有者となる。しかし、それによって材料の所有者がその所有者でなくなるものではない。

従って、土地および全体としての家は土地所有者に属し、たとえば、その者はすべての占有者を相手方として物取戻請求ができる。これに対して、個々の建築材料は従来の権利者に属し続ける。もっとも、このことはすぐ後に述べられるように若干の変更を蒙る。

さらに、この種の物結合に属するものとして、ある動産にその欠けている部分が付加された場合が挙げられる。たとえば、車輪が車に、扉が倉庫または船に、把手が酒杯にそれぞれ取り付けられ、彫像に腕または足が接合されたときなどである。

(二) 純物権法的調整を伴う物結合の場合は、部分の所有者が物取戻訴訟によりそれを分離させるのに対し、これら

の場合にはそれは不可能である。ここでもまた所有者は附合された物に対するその権利を保持し続けるが、その所有権は休止する、つまり、休止所有権に転化している。附合が継続するかぎり、所有者はその物を返還請求することができる。ローマ人の考えによれば、主たる物の完成のために附合した物はその独立の存在を失い、その所有者は、附合した物について「独立の物、私の物がある」と主張することはできない。これに対して、ローマ人は、純物権法的調整を伴う物結合の場合には、各部分の結合を新たな一体をなすものとは考えず、それぞれの部分のみが引続き存在し、それらをそれぞれに返還請求できるとする。

休止所有権保持者がその物を返還請求しえないとしても、例外を別にすれば、分離を行い、そしてその休止所有権を再び活性化する可能性を有する。このことは、提示訴権、すなわち、法廷への物の提示を請求する訴権によって行われる。提示訴権は人的訴権ではあるが、物的訴権と同じような効力を持つ。物権の所持者として、あるいはその他の理由から、物の提示につき利益を有する者がそれぞれ提示訴権の原告となる。目的物を所持する者すべてがこの訴権の被告となる。主たる物の所有者が提示訴権の提起をうけて附合した物を分離すれば、その物は再び独立の物として存在することとなり、所有者はそれを取戻請求しうる。

学、六、一、二三、五（パウルス） 附合あるいは結合し他の物の一部として全体の中に吸収されたものは、附合が続くかぎり返還請求されえない。しかし、それを分離し、返還請求できるように提示を請求しうる。

従って、ここでは物権もまた主張されることになるが、間接的に、つまり、提示訴権の助けを借りて行うのである。所有権は存続し続けるが、休止所有権としてその機能を制限される。ここでは、所有権が附合中もなお本当に存続し続けるのか、あるいはそれとも、その所有権は一旦消滅し、分離によってはじめて再び成立する（復活所有権 *dominium repristinandum*）のではないか、といった疑問さえ提出されうる。この問題はとりわけ普通法において争

われ、ローマ法源は必ずしも明確でない。ローマ法源は、あるいは所有権の継続と言い、あるいはその復活と述べている。所有権が一時的に消滅するものと考えられる場合には、権限を有する者は附合した物の分離の場合に所有権の旧所有者への復帰という効果を生じさせるところの、物に対する権利をなお保持しなければならぬ。そうでなければ、たとえば植栽のちに分離された樹木のように、分離された物が主たる物の所有者の所有権に属することになるであろう。従って復活所有権の場合には所有権が中間時に *Aneignungsrecht* (以下先占権と訳出する) として存続し続けると考えねばならない。

提示訴訟の場合は物権法的調整が問題となり、それが建物の構成部分という例外的事例の場合には、債権法上の請求権に代わるのに対し、附合した物の所有者自らが主たる物を占有している場合は法的状況はこれと異なる。ここでは、物権法的調整ならば収去権という形をとることになる。しかし附合により権利を喪失する者は留置権を持ち、これによって債権法的調整を強制することができる。ただし、留置権は悪意の抗弁を基礎とし、従ってここでもまた善意占有者のみが留置権を有する。悪意占有者はいかなる補償もうけることなくその権利を失うことになる。さらに、ここでもまた、自己の留置権を主張することなく任意に所有者に物を引渡す者は何ら得るところがないこととなる。

(三) 附合における損失の調整を行う新たな法的手段、すなわち、収去権 *ius tollendi* が後二世紀以来認められることとなった。収去権はまず、悪意の抗弁によっては何ら補償を取得しえない悪意占有者がこれを持つこととなった。この場合に衡平の見地から悪意占有者に少なくとも収去権が認められた。

学、六、一、三七(ウルピアヌス)……しかし、私は悪意占有者にはこの抗弁が役に立たないと考え。と
いうのは、すでに他人の土地であることを知っている以上そこに建物を建てるべきでなかったのである。しかし、土地所有者に損害を加えることなく建物を収去することがその者に認められるべきである。

次いで、収去権はすべての者に、従って、留置権を放棄する場合には善意占有者にも付与される。収去すれば、収去した者はその物の所有者となり、その休止所有権は通常所有権となる。復活所有権の観点から言えば、収去者はその先占権により所有者となる。

ローマ法においては、物権——休止所有権ないし先占権——に基づく収去権と並び、特別の債権関係に基づく収去権も存在する。たとえば、賃借人は賃借期間終了後、取り付けた物を収去する権利を有する。この権利は物権を基礎とするものではないので、賃借人が賃貸した物の所有者であったか否か、また、賃借人がその取り付けた物の所有者であったか否かとは関係なく、常に賃借人が賃貸人に対して行使しうる。賃借人が以前に所有者でなかった場合には、この収去権が収去された物の所有権を賃借人に付与するものでないことは当然のことである。従って、賃借人がその物の所有者でないかぎり、先占権が存在するものではない。他方、この収去権は、賃借人が物を占有する間だけでなく、その後においても賃貸人がその物を占有しておれば、賃貸人に対し、しかも賃借訴権 *actio conducti* で請求することができる。

学、一九、二、一九、四（ウルピアヌス） 賃借人が戸その他の物を家に取り付けた場合、どのような訴権が成立するか？収去することが許されるよう賃借訴権が付与されるべし、しかし、ありうべき損害のために担保を提供すべし、とラベオーの書くところがより正当である。

三 普通法

歴史法学のパンデクテン法はこの問題について、その多くをローマ法に従った。これに対して、地方特別法におい

ては、物の構成部分全体に対してただひとつの所有権を承認し、休止所有権および物を分離する可能性を否定する傾向が見られたが、その規律は首尾一貫しているものでもなく、また、統一的なものでもなかった。

四 ドイツ民法規定成立の経緯

一 次いで、民法の制定について考察を行うこととする。物権法篇予備草案作成者ヨホウ Johow は、地方特別法における趨勢を受け入れて、債権法的調整の原則に従った。休止所有権はもはや存在しないものとされる。本質的構成部分となる附合により、所有権は確定的にかつ代替を伴わずに消滅する。その調整は不当利得請求権によってのみ行われる。附合した物の分離請求権あるいは収去権はこれを規定しない。

二 第一草案もまた、本質的構成部分となる附合の場合、その物の所有権は確定的にかつ代替を伴わずに消滅する、という原則から出発している。補償は不当利得請求権によって行われ、悪意占有者もまた常にこの不当利得請求権を有する。この請求権をも否定することは私的罰を科することであって、それは是認されるべきでない、とされる。従って、旧所有者が補償を全く受けないかあるいは不十分な補償しか受けないのは、強制された利得の場合、すなわち、所有者がその附合した物に何ら利益を有せず、従って補償支払の義務を負わない場合に限られる。この場合に、第一草案九三六条三項は附合した物の旧所有者に収去権を付与し、他方、収去後のその物の有すべき価額を支払うことにより所有者はこの収去権の行使を免れることができる旨を規定する。第一草案は従って、調整に際し物権的要素、つまり所有権の継続的存続を全面的に否定する訳にはいかなかった。すなわち、附合により所有権が確定的に消滅するという原則は例外的事例において破られることとなった。

三 この問題について第二草案において第一草案に対して大幅な手直しが行われ、それが現行民法となった。しかしその変更は改善とは考えられないものである。第二草案もまた本質的構成要素となった物に対する所有権は確定的にかつ代替を伴わずに消滅し、調整は不当利得請求権により行われるべきである、という原則から出発している。しかし、債権法的調整というこの原則は最終的には第二草案の規定の中に多くは残っていない。第二草案は調整につき中間的形式をとり、それは休止所有権というローマ法のそれに多くの点で対応するものである。

第二委員会はまず占有者すべてに対し収去権を付与する。その収去権が先占権としての特性を有することは、民法九九七条の「分離し自己のものとする *abtrennen und sich aneignen*」とて表現の中に明瞭である。

主たる物を占有する所有者がこれに他人の物を附合させた場合は、その調整は不当利得請求権によりなされる。休止所有権の場合は、その調整が分離請求によりなされたが、第二委員会は、所有権を喪失する者に対し収去権を付与し、これに代えて不当利得請求権を選ぶことも認めている（九五一条二項二文参照）。収去権を所有者に認めるとする以上、このような場合に附合した物の旧所有者に収去権を否定する理由は見当らないであろう。この収去権は当初の規定では賃借人の有する収去権の条文を引用する形によって与えられることになっていた。しかし、独立の収去権を設定しようとしたものであったことは明らかである。のちに手直しが加えられて、賃借人の収去権の規定ではなく、所有者に対する占有者の収去権の規定（九九七条）を引用する形で表現されることとなった。

五 今日の問題

一 さて、民法起草者は休止所有権を廃止しようとしたが、第二委員会はこれを再び導入することになった、という

以上のような確認から帰結することを考察することとする。

ヨホウおよび第一委員会は、附合した本質的構成部分について、その所有権を確定的にかつ代替を伴わずに消滅させ、純債権法的にのみ調整しようとした。しかし、第一草案自体がすでにこのことを申し分のない形で最後まで貫き通すことはせず、また、第二草案および民法は中間的形式において規定したが、それはローマ法および普通法の休止所有権の形に極めて似ているものであった。民法は附合によりその所有権を喪失した者に対し、九五一条二項二文、九七七条において収去権を認めている。もっとも、収去した者が収去によりその所有者となるのではなく、主たる物の所有者がその所有者となる(九五三条)のであるが、このことは民法の意図したところに反することとなる。収去した者が所有権を取得しうるのは、先占権が認められている場合のみであるが、そのことは立法者が——もっともその帰結までは十分に考えずに——前提としていたことと思われ、また、九九七条一項一文の表現にも反映されている。従って、収去する権限を有する者はその構成部分について物権たる先占権を有していることとなる。民法が、一方では九三条において本質的構成部分につき特別の権利の成立することを認めようとしないうで、他方では、先占権を前提とする収去権を付与することは、自己矛盾に陥っている。債権法的調整という考えにその基礎を置く九三条は、とりわけ第二委員会の規律により広範囲にわたってその妥当が危うくされることとなった。附合した物の所有権が附合の結果確定的に代替なしに消滅するのではない。附合している間はなるほど物取戻訴訟によっても請求されることができない。すなわち、所有権は休止し、ただ先占権としてのみ存続する。しかし、それはたとえば、収去権に基づく分離により再び活性化することがありうる。これは若干の手直しを加えれば、ローマ法および普通法における休止所有権ないしは復活所有権と同じものである。

二 (一) 次に、先占権について考察する。九五一条二項二文、九九七条一項の収去権は附合した部分についての以前

の所有権にその基礎を置き、一つの余後効的請求権であり、先占権と結びついている。収去権も先占権があつてはじめて収去権を有する者に所有権を付与する効力を持ちうるのである。先占権は附合前の物構成部分の所有権の一つの現象形態である。

ローマ法においては先占権は存在せず、物は無主物かさもなければ所有権が成立しているかのどちらかであった。先占権はゲルマン法にその基礎を持つ。もともと、ゲルマン法においては先占権と所有権の相違は実質的な意味を持たなかつた。たとえば、狩猟権者はその領地内での野生動物につき確たる基準なしにあるいは所有権を有するいは先占権を有するとされる。動物が狩猟領域を移動する毎にその所有権が頻繁に変る、というのは馴み難い觀念であつたために、ドイツ法においては先占権の觀念が貫徹したものであろう。要するに、私法にとって「先占権」は「所有権」の別の一表現に他ならないのである。イングランドでそうなされたように、先占権ではなく所有権を狩猟権者に与えることもできたであろうし、そのことは、九五一条二項二文、九九七条一項の先占権利者に休止所有権を与えることもできたであろうことと同様である。従つて、先占権が所有権と同様に取り扱われることは正当である。すなわち、先占権は九八五条の所有物返還請求権に倣つて返還請求権を生ずる。また、侵害された場合は、八二三条による損害賠償請求権が生ずる。さらに、九三六条により先占権は善意取得により消滅する。従つて、先占権は所有権類似の物権であることを示している。また、先占権は無主物にもまた他人所有の物にも成立しうる。

現在の通説的見解は九五一条二項二文、九九七条一項から生ずる権利を債権的権利にすぎないものと考え、それは今迄述べてきた見解と明らかに異なる。通説は、収去する権利のみを考え、それは請求権でありうるが先占権ではないとする。しかし、先占権から九五一条二項二文、九九七条一項の場合に収去権が物権として成立し、この先占権なしには収去した者は所有者とならないのである。先占権そのものがその持主に物支配権を付与する物権である。この

権利は権利者による先占を妨げることありうる占有者すべてに対してその効力を有する。たとえば、甲が自己の占有する物に乙の所有の物を附合させると乙は九五一条二項二文により甲に対してその物を先占しうるよう収去の忍容を請求することができる。甲が物を賃貸した場合は乙は賃借人に対してもその収去請求権を行使しうる。というのは、物権的先占権はあらゆる占有者に対する収去請求権を先占権利者に与えるものであるからである。甲がその物を譲渡すると、乙は譲受人に対して、収去請求権を行使しうる。ただし、譲受人が負担なしに所有権を善意取得した場合はこのかぎりでない。甲の債権者がその物全体を差し押えた場合は、乙はその所有権類似の先占権を基礎として債権者に対し分離の忍容および取戻を民事訴訟法七七一条〔第三者異議の訴〕により請求しうる。破産の場合は先占権に基づき分離権取戻権を行使しうる。先占権は相続性のある権利であり、また、九二九条以下の形式により所有権と同様に譲渡することができる。

(二) 収去権を有する者がその先占権を行使する場合、すなわち物を分離し占有する場合はその者が所有者となる。これ以外の者が物を分離した場合は先占権者は所有者とならず、その先占権が引き続き存続する。先占権者は、所有者をも含めあらゆる占有者を相手方として九八五条に準じた返還請求権を有する。先占権者がのちに物を自己占有するに至ると所有者となる。先占は法律行為ではなく、また、その者は新たな権利を取得するのではなく、単に先占権が所有権に転換するにすぎない。

(三) 民法は物権的先占権に基づく収去権と並んで、ローマ法と同様、当事者間の特別の法律関係、たとえば賃貸借(五四七条 a) 使用貸借(六〇一条) に基づく収去権を認めている。たとえば五四七条 a に基づく収去権は、賃借人の附合した物あるいは賃貸物のその帰属にかかわりなく、常に賃借人が賃貸人を相手方として有するものである。従って五四七条 a は収去権者に収去権を付与するが、先占権を付与するものではない。すなわち、賃借人は他人の物を

賃借物に附合させ、ついで、分離することによって他人の物の所有者となることはできないのである。また、五四七条 a の収去権は何ら物権的効力を有せず、従って、賃借人以外の第三者に対して行使されえない。賃借人ではなくそれ以外の者が附合された物の所有者である場合には、賃借人は物を収去しうるが、賃借人が賃借物の所有者として所有者となり、以前の所有者は先占権を有する。九五一條二項二文による所有者の収去権は、五四七条 a に基づく賃借人の収去権と競合する。しかし、賃借人が附合した物の所有者である場合は、五四七条 a により収去権のみならず先占権をもつ。賃借人は第三者に対しては九五一條二項二文、九九七條一項の収去権をもつ。

(四) 他人に属する主たる物の占有者がこれに自己の物を附合させた場合は、九九七條一項に基づく収去権を有し、自らがその主たる物を占有するかぎりには、自力によってその権利を行使しうる。しかし、その占有を失ってしまうと先占権によって何人であれ占有する者を相手方とする収去請求権が付与される。先占権者は、物を占有するかぎり自己の先占権を第三者の善意取得により失うことはない(九三六條三項)。他人の物を占有する者がこれに第三者の物を附合させた場合、その者は収去権も先占権も有することはない。九九七條の収去権は以前の所有者にその所有権を再び取得させるためにのみ使われるものである。附合した物の所有者の損失において生ずる主たる物の所有者の利得を回避するために占有者が収去権を有するものではない。両所有者間の関係はこの占有者に関わりのないところであるからである。附合した物の所有者が、その占有者および主たる物の所有者に対し、九五一條二項二文により収去権および先占権を有するのである。

六 六 六 六 六

われわれの考察を終えるに当って、その結果を要約すると次のとおりである。本質的構成部分となった物の所有権が確定的にまた代替を伴わずに消滅するという考え方は、民法が現に規定しているところにふさわしいものではない。休止所有権を廃止しようとしたが失敗に終わった。法的規律は立法者が任意に用いることのできるものでないこと、むしろ、一定の目標設定は、一定の法的規律をも前提としていることが明らかとなった。附合した物についての所有権を確定的に代替なしに喪失させるとすれば、純債権法的調整で満足しなければならぬ。分離権ないし収去権を付しようとするれば、所有権をなんらかの形で物権として継続させねばならない。一方で所有権の確定的喪失を規定しながら、同時に他方では収去権および先占権を付与することは不可能である。この双方を同時に欲することは矛盾に陥いることとなるのである。

後記

ドイツ連邦共和国トリア大学法学部ハンス・ヴィーリング教授 (Prof. Dr. Hans Josef Wieling) は、ドイツ学術振興会 (DFG) の援助のもとに、昭和六十年三月二三日来日され、約二週間にわたる滞在中、京都大学、大阪市立大学、広島大学および九州大学においてそれぞれ講演会あるいは研究会をもたれ、わが国の研究者と広く有益な意見の交換を行われた。同教授の来日を可能にして頂いた関係各位に、厚く御礼申し上げる次第である。

本稿は、本学において三月二八日行われた “Vom untergegangenen, schlafenden und aufgewachten Eigentum bei Sachverbindungen im römischen und modernen deutschen Recht” と題する講演の邦訳である。法源の訳出については教授のドイツ訳に全面的に従っている。訳者において、現行ドイツ法についての理解が十分に及ばず、思わぬ誤りや不適切な訳があるのではないかとおそれるが、御指摘を仰ぐことができれば幸である (なお、教授は、本稿の内容を骨子とする論文をその後 *Juristische Zeitung* 1985, 11 (7. Juni. 1985) S. 511-528 に公表された)。

なお、同教授が、広島大学および本学において行った「ローマ法における既判力の主観的範囲」と題する講演は、広大法学九

演 講

卷二号（昭六十年九月）一九〇頁―二〇四頁に吉原達也（広島大学法学部助教授）、瀧澤栄治（九州大学法学部助手）両氏により
訳出されている。

〔昭六十年十一月四日 訳者記〕